

乙第12の1号証

【判例ID】	27661629
【著名事件名】	横浜郵便局前ピケ事件の差戻後の控訴審判決
【要旨】	2. <u>警察官は犯罪が現に実行されている段階においては、これを鎮圧するために必要と認められる限度で、かつ、個人の権利および自由を不当に侵害しない限り、犯人に対し犯罪の実行をやめさせるため強制力を行使することが許される。</u>
【裁判年月日等】	昭和47年10月20日／東京高等裁判所／第3刑事部／判決／昭和45年（う）第2186号
【事件名】	公務執行妨害被告事件
【裁判結果】	破棄自判
【上訴等】	上告
【裁判官名】	中野次雄 寺尾正二 粕谷俊治
【審級関係】	上告審 昭和45年 9月16日／最高裁判所大法廷／判決／昭和41年（あ）第2579号 判例ID：27612130 差戻上告審 昭和49年 7月 4日／最高裁判所第一小法廷／決定／昭和47年（あ）第2295号 判例ID：27612467 第一審 昭和38年 6月28日／横浜地方裁判所／第2刑事部／判決／昭和33年（わ）第1897号 判例ID：27660975 控訴審 昭和41年 8月26日／東京高等裁判所／第9刑事部／判決／昭和38年（う）第2331号 判例ID：27661209
【参照法令】	日本国憲法28条／刑法95条／労働組合法1条／特定独立行政法人等の労働関係に関する法律17条／警察官職務執行法5条
【出典名】	高等裁判所刑事判例集25巻4号461頁 東京高等裁判所（刑事）判決時報23巻10号200頁 判例時報689号51頁 判例タイムズ283号120頁 裁判所ウェブサイト掲載判例

■27661629

東京高等裁判所

昭和45年(う)第2186号

昭和47年10月20日

主文

原判決を破棄する。

被告人兩名をそれぞれ禁錮二月に処する。

被告人兩名に対しそれぞれこの裁判が確定した日から一年間その刑の執行を猶予する。

理由

本件控訴の趣意は検察官が提出した控訴趣意書に記載されたとおりであり、これに対する答弁は弁護士東城守一、同久保田昭夫、同山本博が連名で提出した答弁書に記載されたとおりであるから、いずれもこれを引用し、当裁判所は次のとおり判断をする。

控訴趣意第一の二について。

論旨は、原判決は、被告人AのB巡査に対する公務執行妨害の訴因事実中、同被告人が同巡査着用の制服の襟元を掴んで引張り、ボタン三個をもぎ取つたとの点については、証明が十分でないと判示したが、右の事実を認めなかつた原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認がある、というのである。

よつて検討するのに、本件の訴因は公務執行妨害であつて器物損壊ではないのであるから、要するに問題は被告人AがB巡査着用の制服の襟元を掴みボタンがちぎれるほど強く引つばつて同巡査の身体に暴行を加えた事実があるかどうかという一点に帰着するものであるところ、一件記録を精査すると、この点につき原判決の説示するところは首肯するに足り、なお当審における事実の取調の結果を加えて考えてみても右の暴行の事実を認定するのにいまだ十分ではない。しかも、そればかりでなく、右の事実は原判決が有罪と認定した同巡査のネクタイを引つばつてその首を絞めかつその左下腿部を蹴り上げた暴行の事実とあわせて包括一罪をなすものとして訴因とされているのであるから、その一部である所論の暴行が認められるか否かはもともと判決に影響を及ぼすことが明らかであるともいえないのである。それゆえ、いずれにしてもこの点の論旨は理由がない。

控訴趣意第一の一および第二について。

論旨は、要するに、原判決は、被告人兩名を含む本件ピケ隊がピケツトを張つた行為は威力業務妨害罪を構成するものであることを肯定しながら、その際の客観的情勢においては、警察官がピケ隊に対して実力行使をすることができる警察官職務執行法五条後段所定の要件が存しなかつたとし、警察官の本件実力行使は適法な職務執行と認められないと判示しているけれども、本件の場合入局しようとする局職員またはこれを阻止しようとするピケ隊員らの身体に対し危険のおよぶおそれのある客観的状況が生じていたことは証拠上明白であり、警察官職務執行法五条後段の要件を具備していたことが明らかであるにもかかわらず、その点を誤認してB巡査らの職務執行を違法な行為であるとし、被告人らの同巡査らに対する暴行につき公務執行妨害罪の成立を否定し、正当防衛であるとして被告人兩名に無罪を言い渡した原判決には重大な事実誤認および法令の解釈適用の誤りがある、というのである。

そこで、これに対する判断に先だち、まず本件訴訟の経過をみてるのに、原判決は被告人らの本件ピケツティングの違法性を検討したうえ、右は一般民間企業における労働組合の争議行為としては許される範囲内のものであるが、本件争議行為は公共企業体等労働関係法(以下「公労法」という。)一七条一項により禁止されたもので、かかる争議行為については労働組合法(以下「労組法」という。)一条二項の適用の余地がないから、本件ピケツティングは威力業務妨害罪を構成するとし、ただ本件の場合警察官の実力行使は警察官職務執行法(以下「警職法」という。)五条の要件を欠いていて適法な職務行為とはいえないので、被告人らのこれに対する暴行行為は公務執行妨害罪にあたらぬばかりでなく、正当防衛として暴行罪の成立も認められないとして無罪を言い渡した。これに対し差戻前の控訴審判決は、同じく公労法一七条違反の争議行為に労組法一条二項の適用がないことを理由に本件ピケツティングにつき威力業務妨害罪の成立

を認め、警察官の実力行使の適法性に関しては、右は警職法五条後段の要件を充たすばかりでなく、本件実力行使の際は威力業務妨害の違法状態が継続していたのであるから、ピケ隊員引き抜き行為は現行犯たる威力業務妨害行為に対する鎮圧行為として適法な職務行為であるとして被告人兩名に公務執行妨害罪の成立を認めたのである。ところが、上告審である最高裁判所大法廷は、本件ピケツティングが威力業務妨害罪を構成するとの前示判断に関し、最高裁判所昭和三九年（あ）第二九六号同四一年一〇月二六日大法廷判決（刑事二〇卷八号九〇一頁。以下「C事件判決」という。）を引用したうえ、公労法一七条一項に違反してなされた争議行為にも、労組法一条二項の適用があるものと解すべきであり、公労法一七条一項に違反するというだけの理由で、ただちに本件ピケツティングを違法であるとした右の判決は法令の適用を誤つたものであるとして、これを破棄し本件を当裁判所に差し戻したのである。

したがつて、以上の経緯にもかんがみれば、被告人兩名を無罪とした原判決の当否を審査するにあつては、まず、本件ピケツティングの違法性すなわちそこに威力業務妨害罪の成立があるかどうかを考え、次に本件警察官の実力行使たる引き抜き行為の適法性ないしはそれが刑法上保護に値する職務行為であるかどうかを考えてみなければならない。

一 本件ピケツティングの違法性について。

（一）まず、本件における争議の経緯ならびにその際の被告人らの行動についてみるのに、原判決が第二の一の（一）、（二）および第二の二の（一）、（二）に挙示する各証拠および当審における事実取調の結果を合わせ考えると、（1）D組合は、昭和三三年一月開催の中央委員会および同年二月開催の戦術会議により、同年のいわゆる春季闘争の一環として、一律に二、四〇〇円の賃金値上げを主な要求項目として要求七項目を掲げ、新賃金引上げに関する公共企業体等労働委員会の調停進行の状況を考慮して同年三月二〇日前後に全国各地の統轄局においてそれぞれ勤務時間内食い込みの職場大会を開催する闘争方針を決定し、D横浜郵便局支部（支部長E）に対しても同年三月一七日にD神奈川地区本部を経由し、闘争指令第三七号をもつて三月二〇日午前八時三〇分から同一〇時三〇分までの二時間勤務時間内食い込み職場大会の開催を指令したのであるが、当時時間内職場大会は郵便法七九条に違反するので刑事罰の対象にもなるとの大臣通達が発せられており、横浜郵便局長をはじめとするいわゆる管理者側は右通達を掲示するとともに同局支部あて文書で警告するなどの措置をとっており、支部組合員には刑事罰の対象となるようなことまでして組合活動をするには消極的意見が強かつたので、同支部は右職場大会の開催を拒否して前記指令を返上するとともに同支部執行委員は全員右役職を辞するに至つたこと、（2）そこで、前記地区本部は右事態に対処し、同地区本部の責任において右闘争指令を実施するため、横浜郵便局内に、右地区本部執行委員その他上部機関役員らで構成する臨時闘争指導部（以下「臨闘」という。）を設け、あくまで前記三月二〇日の勤務時間内二時間食い込み職場大会の開催を企図し、同局支部組合員に対し前記指令に基いて右闘争の指導にあたりるとともに、Fに対し、当日横浜郵便局員の就労を阻止するためのピケツト要員の支援動員方を要請したこと、（3）他方横浜郵便局の管理者側においては、局員の就労を図り業務の正常な運営を確保するため、できる限り多数の職員を掌握し、ピケ隊との摩擦を避けつつ入局させる方針をたてるとともに、ピケ隊によつて入局が阻止されることをおもんばかり、同月一九日同局長G名義の文書をもつて、所轄加賀町警察署長あてに警官出動を要請し、当日ピケ隊により局職員の入局が阻止された場合には右郵便局の業務運営確保のためこれを排除してほしい旨の依頼をしたこと、（4）翌三月二〇日午前七時前後ころにはFの動員したピケツト要員一〇〇名前後が右郵便局職員通用門および他の二つの出入口にピケツトを張り、午前八時ころにはその数約二〇〇名位に達し、被告人らを含む多数のF傘下の労組員が職員通用門を中心として厚いいわゆるマス・ピケを張り、スクラムを組んだり、労働歌を高唱するなどして氣勢をあげ、局職員の入局を極力はばむ態勢を示していたこと、なお、組合側からは午前七時すぎには管理者の通用門の出入りをも一切禁止する旨の放送がなされ、また午前七時に出発予定の速達一号便もピケ隊がその通行に容易に応じなかつたため午前八時一五分ころ漸く出局する状態であつたこと、そして午前八時三〇分に就労予定の一般内勤局員は当日午前七時ころから出足よく出勤してきたが、ピケ隊との衝突をさげ、前記通用門東隣の神奈川県庁分庁舎前歩道上にたむろして形勢をうかがうような形になつていたので、管理者側は各課ごとに局員の掌握につとめ、午前八時三〇分前後にはその数も約一五〇名位に達していたこと、一方臨闘側は組合員を横浜公園に誘導して職場大会を開催することを意図してい

たが、右誘導は困難な状況になったので、前記通用門前に集った支部組合員、ピケ隊員を対象に職場大会を開催することを決し、午前八時二〇分前後から労働組合宣伝カーの上から各議員、H党代表、F幹部等の挨拶、激励演説等を始め、その状態はほとんど実力行使による警官の介入直前まで続くに至ったこと、他方警官側は同日午前七時ころ郵便局付近の神奈川県庁中庭に一個小隊（約三五名）が待機していたが、午前八時四〇分ころにはさらに三個小隊の警官と警察広報車一台が出動し、現場においてピケ隊と相対峙するとともにピケ隊に拡声機を通じ、出勤する職員をピケツトで妨害することは威力業務妨害罪になるからピケツトを解くように数次にわたり要求したが、ピケ隊はこれを拒否して応ぜず、そのころ局側管理者である横浜郵便局次長Iは一部の課長とともに一部局員の先頭に立つて二、三回ピケ隊に身体ごと接触して入局しようと試みたが、ピケ隊に強く拒否され、押返されてその目的を達しない状況であつたこと、午前九時前後ころ臨闘側は警察側の実力行使が行なわれた場合に警察、ピケ隊両者間に不測の実態の生ずることを懸念するとともに横浜郵便局支部の組織の弱さをも考え合わせ、この辺が潮時と局長と臨闘側代表者とのトップ会談をもつて事態収拾を計ろうとし、その方針をマイクで放送するとともに警察側にも申入れを行ない、地区本部のJ書記長から局外にいるI次長を通じて局長にその旨申入れたが、局長はピケを解かない限り話合には応じられないとの態度を堅持してこれに応じなかつたところから、臨闘側代表者およびI次長は当時職員通用門はピケ隊にはばまれて通行できなかつたため公衆室脇通路から局内に入り、局長に面会を求めたが、臨闘自体を否定してその話合に応ずる意思のない局長は姿を見せず、午前九時一〇分ころ局側から話に応ずる意思はないので警察力によつてもピケを排除してほしい旨の要請が警察側になされ、ついにK警備本部長は管理者側の度重なる要請もあつたため現地指揮者L機動隊長に実力行使を命じ、午前九時二〇分ころ同隊長は隊員に実力行使の命を下すに至り、かくてスクラムを組み座り込んでこれに抗議するピケ隊員の引き抜きが警察官により順次行なわれ、約二〇分間でピケ隊が排除されるに至つたこと、

(5)そして、前記のようなピケ隊によるピケツティングの結果、就労を希望する多数の組合員たる局職員が午前八時三〇分よりピケ解除に至るまで入局することができず、その結果各人の業務が妨害され、それに伴い各種の郵便業務が妨害されるに至つたこと、がそれぞれ認められる。

(二)そこで、右認定の事実関係を前提として、本件ピケツティングの違法性を考究するについては、まず、順序として、本件勤務時間内二時間食い込み職場大会そのものの違法性について一応検討しておく必要があるわけであるが、公共企業体等の職員の争議行為を禁止した公労法一七条一項が憲法二八条に違反するものでないことは前記C事件判決の示すとおりであるところ、右の職場大会への参加は、組合の要求達成の一手段として組合員が勤務時間中にいつせいに職場を離脱しその間集団的に労務の提供を停止するものにほかならないから、まさしく同盟罷業の一種であることは疑いなく、また、その同盟罷業の時間は二時間という比較的短いものであるとはいえ、郵便業務が今日国民の生活に必要欠くべからざるものであつて公共性がきわめて強く、その僅かな遅延でもとり返しのつかぬ損失を与える場合があり、その職務の停廃は国民生活に重大な障害をもたらすおそれがあるものであることを考えると、右の二時間の同盟罷業もまた明らかに公労法一七条一項の禁止する争議行為にあたり、したがつて違法なものであるといわざるをえない。

(三)次に本件ピケツティングの違法性について考えてみるのに、基本となる争議行為（本件においては勤務時間内食い込み職場大会と呼ばれる同盟罷業）が右のように公労法一七条一項の禁止に違反する違法なものである以上、これを実効あらしめるために行なわれるいわゆるピケツティングもまた事の性質上違法であることは認めざるをえないところである。しかしながら、その争議行為が公労法一七条一項の規定に違反し違法であるからといつて、それは当然にいわゆる可罰的違法なのではなく、この行為にも労組法一条二項の適用の余地があつて、同条項に該当するかぎりこれに対して刑事罰を科することがきかないことは前記C事件判決および本件差戻判決の趣旨とするところから、かかる争議行為に伴うピケツティングも、それが労組法一条二項にいう「正当なもの」すなわち相当な範囲内のものである以上は、前記のように違法ではあるにしても、その違法性は刑罰を科するに足るだけの程度に達しないものと解するのが相当である。ところで、本件についてみるのに、原判示の争議行為である勤務時間内食い込み職場大会は、前認定のようにその目的は労働者の経済的地位の向上を主眼とするものであり、政治目的のためになされたストライキだとはいえず、またそれ自体は暴力を伴うものでなく、不当に長期にわたるも

のでもないことなどに照らせば、労組法一条二項にいわゆる「正当なもの」ということができるのであつて、可罰的違法性を帯びるものであるとはいえない。しかし、いうまでもなく、基本となる争議行為（たとえば同盟罷業）は違法でなく、あるいは可罰的違法を欠く場合であつても、これに付随して行なわれるピケツティングがつねに同様であるということとはできず、その態様いかんによつては違法ないし可罰的違法であることは十分考えられるのであるから、本件においても、ピケツティングの違法の程度のいかんは、それ自体としてまた別個に諸般の事情を考慮したうえに判定されなければならないところに属する。

（四）よつて、進んで本件ピケツティングの違法の程度について考察すると、ピケツティングが相当性の範囲内にあるか否かは右に述べたように諸般の事情を考察することによつて決せらるべきものであるが（最高裁判所昭和二七年（あ）第四七九八号同三三年五月二八日大法廷判決、刑集一二巻八号一六九四頁等参照）、その諸般の事情としては、ピケツトの相手方のいかなるしはその立場が重要なものとして考慮される必要がある。そこで、この点につき検討してみるのに、公共企業体等の職員および組合は公労法一七条一項により争議行為を禁止されているのであるから、組合自身も組合員もこれを行なつてはならない義務を負つているこというまでもない。それゆゑ、組合としては組合員に対して同盟罷業への参加を強制することのできない筋合いのものであり、これを組合員の側からいへば、各組合員は、法に従うべきであるという建て前からも、また自らが解雇等の民事責任を負わないためにも、組合の指令にもかかわらず、同盟罷業に参加することなく就業する業務を負うとともに権利を有するものである。いいかえれば、公共企業体等の組合がたとえば同盟罷業の決議をしても、その決議は違法であつて民間企業の組合の場合のように組合員に対し法的拘束力をもつものではなく、組合員としてはその決議に従わずに就業しても、特段の事由のないかぎり組合の統制に対する違反ないしはいわゆる裏切りの問題は生じないと解すべきである。したがつて、これに対するピケツティングの態様、程度も、組合員が組合の同盟罷業の決議に従う義務のある民間企業の場合と趣きを異にするのであつて、公共企業体等の組合としては、同盟罷業の決議に従わず就業しようとする組合員に対し、同盟罷業に参加するように平和的に勧誘または説得するのはピケツティングとして相当な範囲内のものといふことができるが、その程度を越え実力またはこれに準ずる方法を用いて組合員の就業を阻止することは、他にこれを相当ならしめる特段の事情の存在しないかぎり、相当な限度をこえるものとして許されないとわなければならない。ただ、このように考えると、その結果民間企業ならば許される程度のピケツティングであつても、公共企業体等の場合は許されないものが生ずることになるが、これは、その相手方たる組合員の立場の相違が諸般の事情の重要なものとして考慮される結果にほかならないのである。そして、ピケツティングが右の相当な限度を越えた場合においては、すでに労組法一条二項にいわゆる「正当なもの」ということはできず、その行為が刑法二三四条の構成要件に該当するかぎり同条によつて処罰されるべきいわゆる可罰的違法性を有するものとみることができる（これに対し、最高裁判所昭和四二年（あ）第一三七三三号同四五年六月二三日第三小法廷決定、刑集二四巻六号三一頁は、公共企業体等に準ずる地方公営企業の労働組合の同盟罷業に際し、これより脱落した組合員の運転する市電の前に約四〇名の組合員が立ちふさがり、これを腕力で排除しようとした当局側の者ともみ合つた行為を正当な行為にあたるとしているのであるが、右の事件においては、従来の経緯特に当局側の誠意を欠く態度から組合がやむなく同盟罷業に踏み切つたものであることが特段の事情として判示されているところからみると、当該同盟罷業の違法の程度が低いこと、したがつてまた市電の運転に当たつた脱落組合員の裏切りの性格が比較的強いことにかんがみ、行為の態様および実質的に私企業とあまり変わらない市電の乗客のいない車庫内のできごとであつたことなどの事情をもあわせ勘案してそのピケツティングの相当性を認めたものと解すべきであつて、にわかにかつこれをかかる特別の事情のない一般の場合に及ぼすべきでないことは、同決定が「このような行為は、それが争議行為として行なわれた場合においても、一般には許容されるべきものとは認められない。」と説示していることからみても明らかである。）。

（五）そこで、以上の見解を前提として本件のピケツティングの違法性をみるのに、まず本件の同盟罷業については特にこれを一般の場合と違つて違法でないとしまたは違法性が微弱であるとするだけの事由は発見することができず、そうしてみると、横浜郵便局支部が同盟罷業の性質を有する勤務時間内食いこみ職場大会開催の指令を違法であるとして拒否し指令返上の挙に出た

ことも、同支部所属の各組合員が原判示当日出勤就業しようとしたことも正当な行為であつて、組合側としてその入局を実力を用いてまで阻止することを正当ならしめる特段の事情があつたものとは認められない。そして、他方本件のピケツティングの態様をみると、前に認定したところから明らかなように、組合員の入局、就業を一切認めないのはもとより、その他の者の出入をも認めない態勢にあつたということができ、そのことは速達一号便がなかなか出発することができなかつた事実、局側管理者の出入りをも禁止するとの放送がなされた事実、警察側介入に近い終りのころには臨闘側代表者すら職員通用門からの入局を阻止された事実などからも認めることができる。そして、その阻止の方法としては、前記のように多数のピケ隊員により厚いピケツトが張られていたことからみても、ことには局側管理者Iらが現に一部組合員を率いて身を挺して入局しようとして、三度試みたがピケ隊に押し返されて失敗した事実からみても、単に勧誘または説得によつて入局を断念させようというようなものではなく、実力をもつてあくまでもその入局を阻止しようとするものであつたと認めざるをえない。そうであるとすれば、公共企業体等の同盟罷業である本件の場合において、前に説明したように特にこれを相当とする事情の認められない以上は、右のピケツティングは相当性すなわち労組法一条二項の正当性の範囲を逸脱するものであること明らかだといふべきであり、それが刑法二三四条所定の「威カヲ用ヒ」たものにあたることは疑いなく（証拠によれば、入局就業しようとして通用門前に参集した一般組合員の大部分は現実にピケツトラインに身を以て接触したわけではない。しかし、前記のようにピケツティングの態様をまのあたりに見て入局することを断念していたのであるから、その入局しなかつたことがピケ隊の威力行為によるものであることは明らかである。）、右の不法な威力行使の結果、入局就業しえなかつた組合員の業務およびこれに伴う局の業務が現に妨害されたことも明らかであるから、右の場合に威力業務妨害罪が可罰的違法性あるものとして成立することは肯認されなくてはならない。

二 公務執行妨害罪の成否特に職務執行の適法性について。

一件記録によれば、前記のように警察官によるピケ隊員の引抜きが行なわれた際、ピケ隊のうちにあつた被告人Aが同被告人を引き抜こうとした機動隊員巡查Bに対し、そのネクタイを引っぱつて首を絞め、さらに同人の左下腿部を蹴り上げる等の暴行をし、また、同じくピケ隊のうちにあつた被告人Mが同様にピケ隊の排除をなしつつあつた巡查Nに対し、同人の左下腿部および左大腿部を足蹴りにするなどの暴行を加えたことが認められるところ、原判決は、すでに引用したように、本件において被告人らを含むピケ隊による威力業務妨害罪が成立しかつ継続していることはこれを認めたが、警察官の被告人らに対する本件実力行使は警職法五条の要件をみたさないから違法であり、結局適法な職務行為とはいえず、公務執行妨害罪は成立しないと解するのである。

しかしながら、警職法五条は犯罪がまさに行なわれようとするのを認めたときに警察官に対し警告ないしは制止の権限を認めた規定であつて、まだ犯罪が行なわれない前の段階を対象としたものであるから、進んで犯罪が現に行なわれている場合にもこの規定がそのまま適用されると解するのは相当でない。ただし、同条が警察官の介入につき厳格にその要件と限度とを規定しているのは、まさにならが行なわれようとしているにもせよ。まだ犯罪が現に実行されていない段階のことであるから、基本的人権保障のためこれを明定する必要があるからと解せられるが、これに反し現に犯罪が実行されている段階に立ち至れば、これを阻止するのは公共の秩序の維持に当たる警察の当然の責務であるし、またこの場合には現行犯として行為者を令状なしに逮捕することすら認められているところからみても、あえてその要件ないし阻止行為の態様を限定するまでのこともないため、別段の規定を設けなかつたものと解されるからである。それゆえ、すでに犯罪が現に実行されている段階においては、警察官としては当該犯罪を鎮圧阻止するために必要と認められる限度において、しかも憲法に保障する個人の権利および自由を不当に侵害し権利の濫用にわたらないがぎり、犯人に対し犯罪の実行をやめさせるため強制力を行使することが許され、この場合においては特に警職法五条後段の要件を必要としないものと解するのが相当である。

ところで、本件についてこれをみるに、前記のように被告人らを含むピケ隊による威力業務妨害罪が成立し、現にその犯罪が行なわれつつあると認められるのであるから、被告人らに対して右犯罪を鎮圧排除するための手段としてなされたB巡查、N巡查の本件引き抜き行為は、警職法五条の要件を充足するか否かにかかわりなく、これをなしうるところであるといふべく、労働争

議に際しての警察の介入は、公共企業体等の場合であるにせよ、労働基本権尊重の根本精神に照らし、また労働争議における集団性、流動性等の特質にかんがみても、不当な干渉にならないように特に慎重でなければならないのであるが、本件においては、前認定のような警察が実力行使をするに至った経過に徴すれば、警察の本件における実力行使がその権限を濫用したもので違法なものであるとは考えられない。

してみれば、B巡査、N巡査の各被告人に対してした前記実力行使は刑法上保護に値する適法な公務の執行であるということができ、その公務執行に対してなされた被告人両名の前認定の暴行行為はいずれも公務執行妨害罪を構成すること明らかであるというべきである。

しかるに、B巡査らの本件における実力行使を警職法五条による適法な職務行為にあたらぬとの理由によりこれに対しては公務執行妨害罪の成立する余地なく、被告人らの暴行は正当防衛にあたるとして被告人両名を無罪とした原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の解釈適用の誤りを犯した違法があるものであつて、原判決はこの点において破棄を免れない。したがつて、右職務行為が適法であると主張する論旨は結局理由があることに帰する。

以上の次第で、刑訴法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により次のとおり自判する。

(罪となるべき事実)

被告人Aは、F事務局員、被告人MはOP労働組合員であつた者であるが、D組合は、昭和三年三月一七日D神奈川地区本部を經由してD横浜郵便局支部に対し、春季闘争の一環として同月二〇日午前八時三〇分から勤務時間内二時間食いこみ職場大会を開催することを指令したところ、同郵便局支部(支部長E)は、右職場大会の開催を拒否し、同指令を返上するとともに同支部執行委員が総辞職したので、前記地区本部はこれに対処し、横浜郵便局内に右地区本部執行委員らで構成する臨時闘争指導本部を設けてあくまで右職場大会を開催することを企図し、同支部組合員に対し前記指令に基いて右闘争の指導にあたるとともに、Fに対し当日右郵便局員の就労を阻止するためのピケット要員の支援動員方を要請した。かくて同年三月二〇日午前八時ころにはすでに、被告人両名を含む同F傘下の各労働組合員約二〇〇名が横浜市中区日本大通五番地横浜郵便局通用門前路上にほぼ数列から成るピケットラインを張り、スクラムを組んだり労働歌を高唱するなどして氣勢をあげて同局職員らの出勤を阻止する態勢を示すに至つたので、出勤してきた組合員である局職員もあえて局内に入ることができず、現に内勤職員の出勤時間である午前八時三〇分すぎには同郵便局次長Iをはじめ課長らが組合員である一部局職員の先頭に立ち、再三身を挺してピケツティングを排除して入局就労しようとしたにもかかわらず、ピケ隊員はこれを押し返して強く阻止し、不法な威力を用いて入局就労を希望する組合員および同郵便局の業務を妨げるに至つた。そこで、同郵便局長Gの要請により出勤していた神奈川県警察本部機動隊約一〇〇名は、被告人らを含むピケ隊員に対し数次にわたり違法なピケットを解除すべき旨の警告をしたが、ピケ隊はこれを無視して応ぜず、同郵便局通用門付近において座り込みを開始するに至つたので、同郵便局からの度重なる要請もあり、ついに同日午前九時二〇分ころから実力をもつて右違法なピケットを排除しようとしたのであるが、その際、

第一 被告人Aは、同日午前九時三〇分ころ、同所においてピケ隊の引き抜きを始めた同機動隊員巡査Bに対し、同人のネクタイを引っぱつて首を絞め、さらに同人の左下腿部を蹴り上げる等の暴行をし、

第二 被告人Mは、同日午前九時二五分ころ、同所においてピケ隊員の引き抜きを始めた同機動隊員巡査Nに対し、同人の左下腹部および左大腿部を足蹴にする等の暴行をし、

それぞれ右両警察官の職務の執行を妨害したものである。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

被告人両名の判示所為は各刑法九五条一項にあたるので、いずれも所定刑中禁錮刑を選択し、その刑期の範囲内で被告人両名をそれぞれ禁錮二月に処し、情状により被告人両名に対し同法二五条一項を適用し、いずれもこの裁判が確定した日から一年間その刑の執行を猶予することとし、原審および当審における訴訟費用は刑訴法一八一条一項但書により全部被告人両名に負担させないこととして、主文のように判決をする。

第3刑事部

(裁判長裁判官 中野次雄 裁判官 寺尾正二 裁判官 粕谷俊治)

乙第12の2号証

【判例ID】	27612467
【著名事件名】	横浜郵便局前ピケ事件第二次上告審決定
【要旨】	<p>1. 全国通信労働組合のした2時間勤務時間内食込み職場大会開催の指令を返上した支部組合員が郵便局に入局就労しようとしたのに対し、平和的勧誘ないし説得の範囲を超えて実力をもってこれを阻止したピケッティングは、他にこれを正当とする特段の事情のない限り、正当性の範囲を逸脱するものである。</p> <p>2. 全国通信労働組合のした2時間勤務時間内食込み職場大会開催の指令を返上した支部組合員が、<u>郵便局に入局就労しようとしたのに対し、平和的勧誘ないし説得の範囲を超えて実力をもってこれを阻止したピケは、他にこれを正当とする特段の事情のない限り、正当性の範囲を逸脱するものであるから、これについて威力業務妨害罪の成立を認め、これを鎮圧排除しようとした警察官の実力行使は、適法な職務の執行である。</u></p> <p>3. 全国通信労働組合員が、郵便局の3個の出入口にピケッティングを張り、同局職員の入局を阻止して職務に就かせず、国の郵便局業務を妨害したときは、威力業務妨害罪が成立する。</p> <p>4. 公共企業体等職員の労働争議の際のピケッティングが違法であるとして、これを鎮圧排除しようとした警察官の実力行使に対してなされた暴行が公務執行妨害罪を構成するとされた事例。</p>
【裁判年月日等】	昭和49年 7月 4日／最高裁判所第一小法廷／決定／昭和47年（あ）第2295号
【事件名】	公務執行妨害被告事件
【裁判結果】	棄却
【上訴等】	確定
【裁判官名】	大隅健一郎 藤林益三 下田武三 岸盛一 岸上康夫
【審級関係】	上告審 昭和45年 9月16日／最高裁判所大法廷／判決／昭和41年（あ）第2579号 判例ID：27612130 第一審 昭和38年 6月28日／横浜地方裁判所／第2刑事部／判決／昭和33年（わ）第1897号 判例ID：27660975 控訴審 昭和41年 8月26日／東京高等裁判所／第9刑事部／判決／昭和38年（う）第2331号 判例ID：27661209 差戻控訴審 昭和47年10月20日／東京高等裁判所／第3刑事部／判決／昭和45年（う）第2186号 判例ID：27661629
【参照法令】	刑法35条／95条／234条／労働組合法1条
【出典名】	最高裁判所裁判集刑事193号1頁 裁判所時報647号1頁 判例時報748号26頁 裁判所ウェブサイト掲載判例

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人東城守一の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の各判例はいずれも事案を異にし本件に適切でなく、憲法二八条違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であり、その余は、単なる法令違反の主張であって、すべて適法な上告理由にあたらぬ。

なお、争議行為に際して行なわれた犯罪構成要件該当行為について刑法上違法性阻却事由の有無を判断するにあたっては、その行為が争議行為に際して行なわれたものであるという事実をも含めて、当該行為の具体的状況その他諸般の事情を考慮に入れ、それが法秩序全体の見地から許容されるべきものであるか否かが判定されなければならない（最高裁昭和四三年（あ）第八三七号同四八年四月二五日大法廷判決刑集二七卷三号四一八頁参照）のであって、かかる見地から本件をみると、被告人兩名を含む本件ピケ隊によるピケツティングは、原判決判示の事実関係に徴すると、法秩序全体の立場から許容されるものとはいえず、刑法上違法性を欠くものではないから、これについて威力業務妨害罪の成立を認め、これを鎮圧排除しようとした警察官の実力行使に対してなされた被告人兩名の本件暴行が公務執行妨害罪を構成するとして原判決の判断は、結論において正当である。

よって、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 大隅健一郎 裁判官 藤林益三 裁判官 下田武三 裁判官 岸盛一 裁判官 岸上康夫）

弁護人東城守一の上告趣意

第一点 原判決は、最高裁判所大法廷昭和四一年一〇月二六日いわゆる全通中郵判決と同四四年四月二日いわゆる都教組判決との二判例に反し、破棄されるべきである。

一、全通中郵判決と都教組判決とは、公社職員と五現業職員ならびに公務員についてのストライキ禁止規定の解釈運用に当っては、「労働基本権の制限違反に伴う法律効果、すなわち、違反者に対して課せられる不利益については、必要な限度をこえないように十分な配慮がなされなければならない。とくに勤労者の争議行為等に対して刑事制裁を科することは、必要やむをえない場合に限られるべきであり、同盟罷業、怠業のような単純な不作為を刑罰の対象とするについては、特別に慎重でなければならない」（刑集二〇卷八号九〇七頁以下）とし、また「……さらに進んで考えると、争議行為そのものに種々の態様があり、その違法性が認められる場合にも、その強弱に程度の差があるように、あおり行為にもさまざまな態様があり、その違法性が認められる場合にも、その違法性の程度には強弱さまざまなものがありうる。……争議行為に通常随伴して行われる行為の如きは、処罰の対象とされるべきものではない」（刑集二三卷五号三一四頁以下）と判示する。

二、この二判例は、公務員などの争議行為について、これを禁止する法規定を合憲であるとしても、その合憲性の範囲は、憲法二八条が一般の私企業の労働者に適用される範囲からとび離れて解釈適用される趣旨ではないということ力を説いていると解すべきである。

したがって、本件についてみるに、原判決にいうところの次の判示は右二判例の趣旨と反するものといわなければならない。すなわち、

公共企業体等の職員および組合は公労法第一七条一項により争議行為を禁止されているのであるから、組合自身も組合員もこれを行ってはならない義務を負っていることはいまでもない。それゆえ、組合としては組合員に対して同盟罷業への参加を強制することのできない筋合のものであり、これを組合員の側からいえば、各組合員は、法に従うべきであるという建前から、また自ら解雇等の民事責任を負わないためにも、組合の指令にもかかわらず、同盟罷業に参加することなく就業する義務を負うとともに権利を有するものである。

とのべて、

その結果民間企業ならば許される程度のピケツティングであっても、公共企業体等の場合は許されないものが生ずることになるが、これは、その相手方たる組合員の立場の相違が諸般の事情の重要なものとして考慮される結果にほかならないのである。

というように、民間私企業との対比を判断し、結論として、

そしてピケットイングが右の相当な限度を越えた場合においては、すでに労組法一条二項にいわゆる「正当なもの」ということはできず、その行為が刑法二三四条の構成要件に該当するかぎり同条によって処罰されるべきいわゆる可罰的違法性を有するものとみることができる、と。

三、この原判決の論理は、明らかに刑事責任次元の法と民事責任次元の法とのそれぞれの体系を区別せず、民事責任法としての公労法一七条一項を、卒然として刑事責任法としての刑法二三四条の解釈要素として導入し、そのために刑事免責法としての労組法一条二項（つまり憲法二八条）の解釈を誤ってしまったものといえることができる。

原判決が、はしなくも指摘しているように、すなわち、公労法一七条一項の禁止に違反して「自らが解雇等の民事責任を負わないためにも」と判示しているように、公労法一七条一項は、どのような意味でも刑罰法規ではないのである。（この点につき全通中郵判決のうち岩田裁判官の補足意見参照。）換言すれば、公労法と同条項はそこに何らの刑事法上の違法性を定型化したものではないのである。それゆえ、刑法二三四条を解釈運用するについては、公労法一七条一項を顧慮することはこれを要しないのである。刑法同条だけをみて判断すべきなのである。

原判決のような誤解を生ずるのは、「ピケットと諸般の事情」という判断基準を考慮するに際して、この「諸般の事情」とは労使関係の流動的現象—つまり法的事実—を指称するものであるところ、この「事実」の「法的効果」（つまり事実からみちびかれる法的評価）の次元に公労法一七条一項という民事責任法を混入したからである。原判決も引用する四五・六・二三第三小法廷における「諸般の事情」とは「流動的労使関係事実」であることに徴しても、この誤解たる所以は明白である。

これを要するに、原判決は、公労法一七条一項は刑事責任を生じさせないとする全通中郵判決と相異なる判断を為し、また労働組合のストライキに通常随伴する言動も刑事責任を生じないとする都教組判決の判断と異なっているものであって、破棄を免れない。

第二点 原判決は憲法二八条と労働組合法一条二項、公労法一七条一項との解釈を誤って、破棄されなければならない。

一、第一点にのべた論旨は、公労法一七条一項は刑事法上の違法類型を定型化した構成要件法ではないのであるから、これをもって刑法二三四条を解釈するよりどころとしてはならないというのである。

二、この論旨は、同様にして、憲法二八条とその下位確認規定である労働法上の刑事責任解除法として労組法一条二項の解釈についても該当する。ストライキとこれに社会通念上通常随伴する言動を不処罰とするのは憲法二八条と労組法一条二項の趣旨である。原判決は、すでに第一点においてみたように、公労法一七条一項を卒然として刑事責任法と誤解し、ピケットと諸般の事情との法解釈基準について、労使関係事実に代える民事責任法規定（公労法一七条一項）を以ってし、よって憲法二八条と労組法一条二項の法令解釈を誤ったものであって、破棄されるべきである。

原判決と一審判決とは、その事実認定について相異はない。したがって、右第一点と第二点との論旨によるとき、当上告審において被告人は原判決破棄、無罪とされるのが相当である。